

令和3年度予算編成方針

1 現下の経済情勢と国の財政運営の基本方針

令和2年9月公表の『月例経済報告』（内閣府）によれば、我が国の景気は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる」としている。

先行きについては、「各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される」としながらも、「国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」としている。

国は、『経済財政運営と改革の基本方針2020』（令和2年7月17日閣議決定）において、「（新型コロナウイルス）感染症の下で新しい生活様式やビジネスが動き出している。デジタル化の活用をはじめ、動き始めた日本社会の進化を先取りする変革を一気に進め、「新たな日常」の構築による「質」の高い経済社会の実現を目指す」としている。

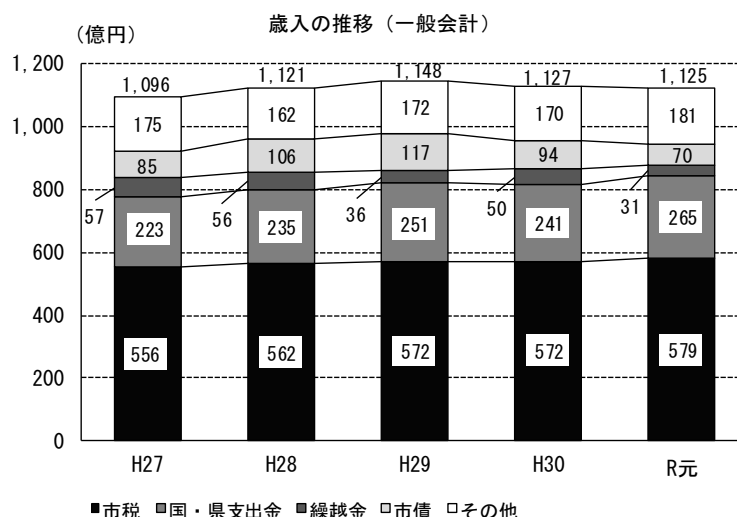
また、地方行財政分野においては、「持続可能な地方自治体の実現に向けて、広域連携や見える化を活用した効率化を加速させるとともに、感染症により顕在化した国・地方が連携・協力して解決すべき課題、県境を越えた広域的な医療・福祉サービスの提供や民間活用等の課題に取り組み、地方自治体が「新たな日常」を牽引していくための改革を進める」としている。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況下において、市税や地方消費税交付金をはじめとする一般財源の大幅な減収と、感染拡大防止や市民生活・地域経済への支援など、例年とは異なる環境下で予算編成を行うことに十分留意する必要がある。

2 本市の財政状況

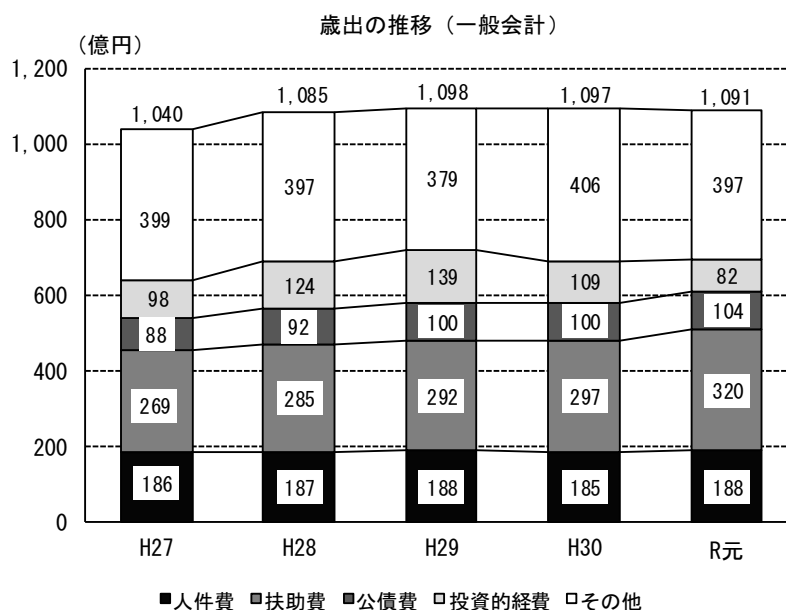
(1) 決算の状況

歳入は、主な自主財源である市税が平成27年度の約556億円から令和元年度には約579億円へと推移している。依存財源については、令和元年度には投資的経費の減少に伴う市債の減少があった一方、扶助費の増加に伴う国・県支出金の増加などがあり、歳入全体の規模はほぼ横ばいとなっている。



歳出は、扶助費の増加が続いており、平成27年度から令和元年度までの5年間で約51億円の増加となっている。

投資的経費は、新斎場や菅間第二学校給食センターの建設、小・中学校普通教室空調設備整備等の大規模事業の実施により、平成28年度及び平成29年度に大きく増加している。公債費は、平成28年度から増加に転じ、令和元年度には約104億円となった。今後も、これらの大規模事業に係る市債の償還が続き、高水準で推移するものと見込まれる。

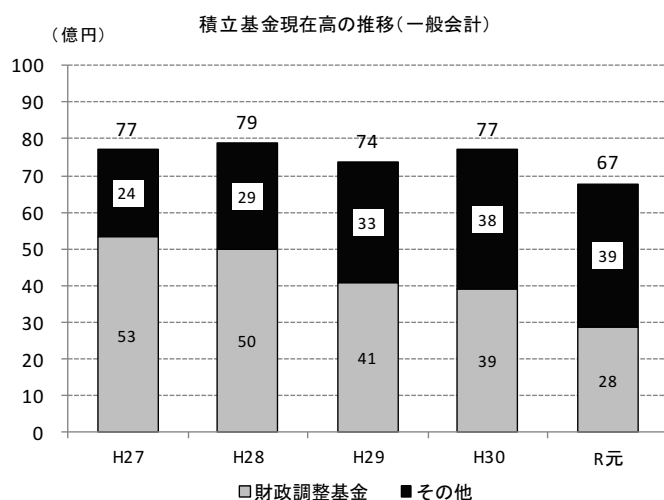


(2) 積立基金現在高の状況

本市の積立基金のうち、年度間の財源の不均衡を調整する財政調整基金の年度末現在高は、平成27年度の約53億円から令和元年度は約28億円まで減少している。特に、平成29年度と令和元年度は、繰越金の減少分等を賄うため、10億円以上の取崩しが行われた。

今後は、税収の急激な落ち込みや災害等の不測の事態に備えるため、財政調整基金残高の確保が必要であり、平成28年度並みの50億円以上を確保することが求められる。

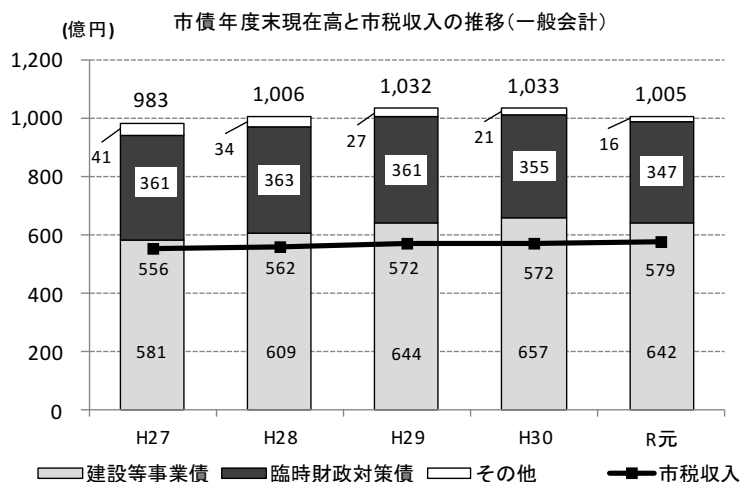
また、将来的な支出に備えるため、職員退職手当基金、公共施設マネジメント基金、減債基金等の積立てにも配慮する必要がある。



(3) 市債残高の状況

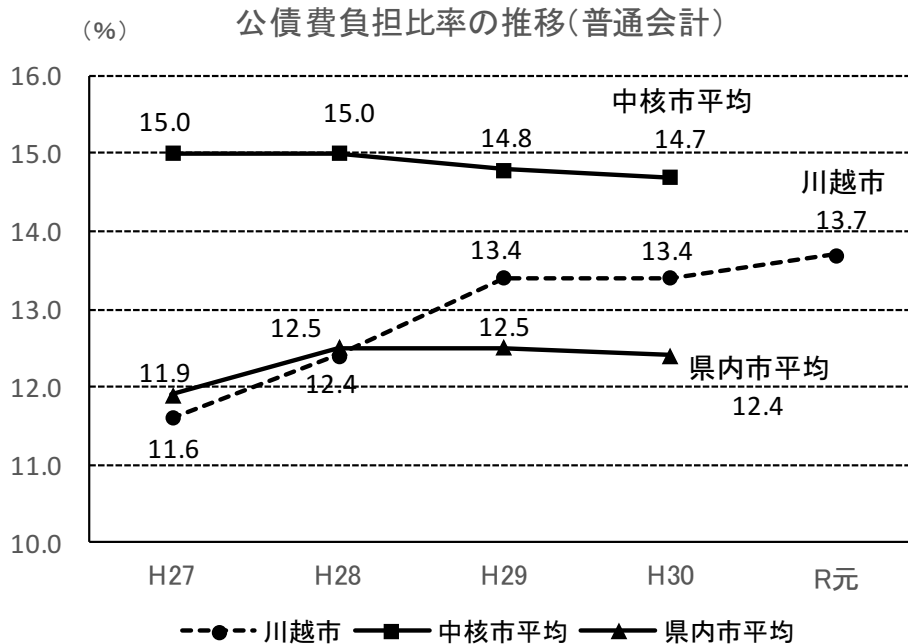
各年度末時点の市債残高は、令和元年度末は平成30年度末より減少したものの、平成27年度末の約983億円から約1,005億円と、5年間で約22億円増加している。

後年度における公債費負担の圧縮を図るためには、投資的経費の規模の適正化を進め、残高の漸減に努める必要がある。



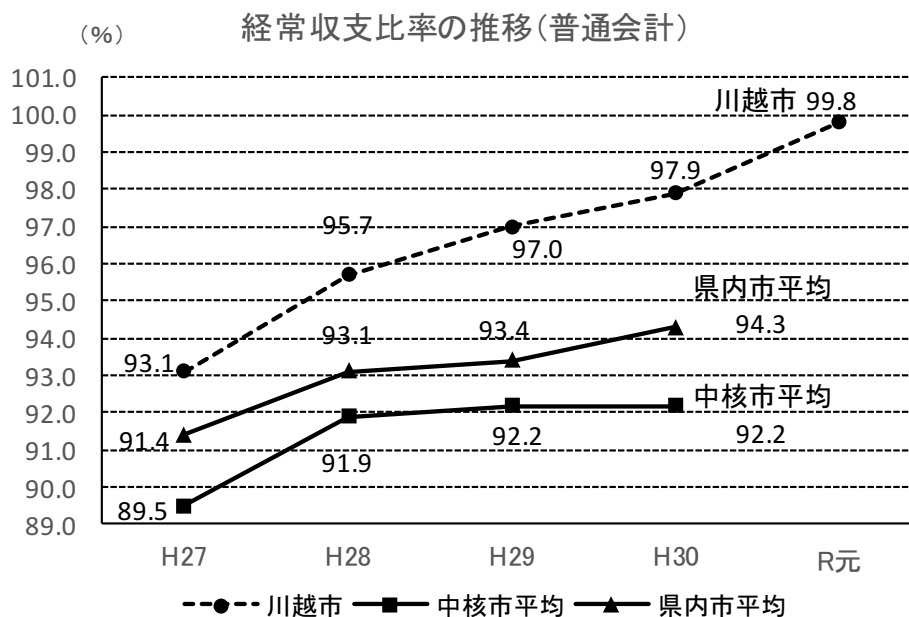
(4) 財政指標の状況

一般財源総額に対して公債費に充てられた一般財源の割合を示す公債費負担比率は、警戒ラインである15%を下回っているものの、平成27年度以降は上昇傾向にあり、徐々に警戒ラインに近づきつつある。



経常収支比率は財政構造の弾力性を測る指標で、100%を超えると、経常的な経費を市税などの経常的な一般財源収入で賄えなくなっている状態であることを示す。

本市の経常収支比率は、埼玉県内市平均や中核市平均を大幅に上回っており、令和元年度には過去最高となる99.8%に達している。このような状況は、本市の財政の硬直化が急速に進行していることを示しており、社会経済状況の急激な変化への対応が難しくなっている。



3 令和3年度の財政収支の見込み

本市の令和3年度財政収支について、歳入の根幹をなす市税は、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民税をはじめとして収入減が避けられない状況にあり、一般財源総額では42億円程度減少するものと見込んでいる。

一方、歳出については、扶助費は少子高齢化に係る対応等に伴う増加が見込まれ、公債費は小・中学校普通教室空調設備整備に係る市債の償還の開始などによる増加が見込まれることから、義務的経費全体では、前年度当初予算対比で約19億円の増加が見込まれている。

また、投資的経費は、令和2年度以前からの継続費事業に取り組むほか、新たな行政需要への対応も想定し、過去の決算を踏まえた事業費を見込んでいる。

これらにより、令和3年度における歳出に対する歳入の不足額は、約93億円と試算している。

今後は、少子高齢化の進行と近い将来の人口減少によって、市税等の増加が見通せない一方で扶助費等の義務的経費が急激に増加し、財政収支が一層悪化することが見込まれる。

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況や経済情勢によっては、さらなる税収減や追加の財政需要が見込まれるため、本市財政は、危機的な状況に直面しているといえる。

このような状況下において、本市が今後も安定して行政サービスを提供するとともに、持続的な発展を続けるためには、既存の事務事業を徹底して見直し、優先的に取り組むべき施策や事業への重点的な予算配分と執行を徹底することが求められる。

令和3年度財政収支見通し

(単位：億円)

歳入歳出項目		令和2年度	令和3年度	増減率(%)
歳入	市税	579	551	▲ 4.8
	国・県支出金	277	280	1.1
	繰越金	10	0	皆減
	市債	97	98	1.0
	その他	196	155	▲ 20.9
	歳入合計	1,159	1,084	▲ 6.5
歳出	人件費	225	224	▲ 0.4
	扶助費	342	356	4.1
	公債費	108	114	5.6
	投資的経費	108	99	▲ 8.3
	繰出金	95	101	6.3
	その他	281	283	0.7
	歳出合計	1,159	1,177	1.6
財政収支		0	▲ 93	

※1 令和2年度川越市中期財政計画から引用。

※2 各項目中の金額は、端数調整を行っているものがある。

4 令和3年度予算編成に係る基本方針

本市を取り巻く社会状況の変化や本市の財政状況、財政収支の見込みを踏まえ、令和3年度予算編成に係る基本方針は、次のとおりとする。

(1) 第四次川越市総合計画の推進

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が依然として残る中、「第四次川越市総合計画・後期基本計画」の初年度に当たる節目の年である。

総合計画の将来都市像である「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」の実現に向け、次の施策を積極的に推進することとする。

① 子どもを安心して産み、育てることができるまちづくり

- ア 安心して子育てができる環境づくりの推進
- イ 教育環境の整備と生きる力を育む教育の推進

② 魅力を高め、活力を生み出すまちづくり

- ア 利便性や安全性を確保した都市基盤整備の推進
- イ 地域資源を生かした産業・観光の振興
- ウ 文化芸術・スポーツの振興
- エ 東京2020オリンピック競技大会の円滑な実施と市の活性化

③ 人と人がつながり、安心して暮らせるまちづくり

- ア 地域コミュニティの推進と安全・安心な生活環境の改善
- イ 健康でいきいきと暮らせる福祉の推進
- ウ 新型コロナウイルス感染症対策の推進

④ 将来にわたって持続可能なまちづくり

- ア 災害に強いまちづくりの推進
- イ 「新たな日常」に向けたデジタル化の推進

なお、原則として実施計画事業についても部局要求枠の対象となるが、これらの施策を限られた財源の中で前進させるため、実施計画査定結果を十分に踏まえ、たうえで要求すること。

(2) 健全な行財政運営に向けた取組

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う歳入減への対応として、予算の執行抑制に取り組んでいるところであるが、令和3年度においても、市税をはじめとする一般財源が大幅に減少することが懸念される。

このため、人件費、公債費などの義務的経費を除く事業費については、財源不足に対応すると同時に、各部局の主体性と自立性を予算の配分に最大限反映させるため、経常的経費と臨時的経費のそれぞれに部局要求枠を設けることとする。

部局長は、部局内の事務事業について緊急度・重要度を最も把握し得る立場であることから、この制度の意義を十分に斟酌したうえで、事業の優先度を踏まえ指定された枠内において要求することを厳守されたい。

また、各所属においては、事務事業評価や包括外部監査等の結果を踏まえて事業を見直し、真に必要とされるサービスに集約するとともに、市単独事業は、3～5年後の見通しの下で制度の継続が可能か検証し、事業の適正化に努めるなど積極的に行財政改革を進め、その結果を予算積算に確実に反映されたい。

5 予算要求に当たっての留意点

(1) 国の財政運営（予算編成）の動向

- ① 制度改正の内容等、国の動向について留意すること。特に、新型コロナウイルス感染症や新しい生活様式に対応する事業に関しては、情報収集に努め、予算要求に反映させること。
- ② 積極的かつ的確に国庫補助負担金の確保に努め、当該予算編成に的確に反映させること。

(2) 補助金支出の見直し

- ① 市税などの一般財源が減少する中での予算要求であることに十分留意し、補助率、補助額、終期設定等の見直しを行うとともに、他の補助制度との統合、廃止を検討し、予算要求に反映させること。
- ② 補助事業者の収支内容や剰余金の状況等も確認すること。
- ③ 市単独補助金並びに国・県制度の金額の上乗せ及び対象の拡大等を行っているものについては、見直しを行い、効果等の検証を徹底し、その縮減に努めること。

(3) 公共工事のコスト縮減等

- ① 安全性や耐久性を確保しつつ、事業の目的や効果を損なわない範囲で施設規模・設備内容などを見直し、全工事を対象としたコストの縮減を図ること。
- ② 労務単価や建設資材について、実勢を踏まえ適切に見積もること。
- ③ 公共工事の実施に当たっては、当該事業の有効性や計画的な実施、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した適正な工期が確保されているかなど、再度確認すること。

(4) 扶助費関連支出の見直し

- ① 市単独事業や国・県制度を拡充しているいわゆる「上乗せ、横出し」事業は、3～5年後の財政見通しを踏まえ、真に福祉を必要とする人に対する給付となっているか、その有効性や適格性を客観的に判断するなど制度全般を見直し、持続可能な制度設計に努めること。
- ② 積算に当たっては、国制度等の見直しや高齢化等の進行による自然増を踏まえつつ、抑制を図ること。

(5) 民間委託等の推進

- ① 限りある行政資源を既存の行政サービスの充実や新たな行政サービスに効果的に活用するため、民間委託等を推進すること。
- ② 「民間委託等推進計画」に位置付けられた事業は、計画に基づき、民間委託等に向けて着実に取り組むこと。

(6) 外郭団体等に係る予算

- ① 外郭団体等に係る補助金、業務委託料等については、新型コロナウイルス感染症対策とともに、市税などの一般財源が減少する中での予算要求となることを踏まえ、当該団体の業務内容、当該団体の収支等の財政状況を再確認し、そのあり方及び事業手法等についての見直しを主体的に行い、その結果を当該予算要求に反映させること。
- ② 委託事業については、事業の主体は市であることを再認識し、各所管において主体的に外郭団体の予算編成に関わること。
- ③ 予算要求課は、外郭団体等が積極的に自主財源の確保に努め、経営の健全化・安定化が図られるように働きかけること。

(7) 特別会計等に係る予算

「独立採算」を基本とする特別会計の予算は、受益者負担を前提とした歳入の確保に努めるとともに、適正な事業の運営を図り、一般会計からの繰入金の抑制を図ること。

(8) 財源の確保

- ① 歳出予算の財源には歳入予算の裏付けが不可欠であることを再認識し、積極的な特定財源の確保に努めること。
- ② 新たな事業や拡充を行う際には、新たな歳入確保、既存の事務事業の見直し、事務事業間の経費の組み替えなどを積極的に行い、必要な財源を確保すること。
- ③ 国・県支出金は、国及び埼玉県の予算編成の動向等に的確に対応することとし、積極的にその確保に努めること。
- ④ 市税、負担金等の自主財源の確保に当たっては、市民負担の公平性の確保及び受益者負担の適正化の観点から、積極的に取り組むこと。

(9) 予算の流用・配当替え

予算の流用・配当替えは予算執行上認められているものの、真に必要でやむを得ない場合に限る措置であることを十分考慮すること。

(10) その他

予算編成の詳細は、別途通知する「令和3年度予算編成事務要領」によること。